

茨城県立こころの医療センター院外処方疑義照会プロトコル

当院では以下について、照会および FAX での報告を不要としています。

1 後発品から後発品への変更

2 同等成分同等量の規格の変更

例)50 mg錠 2 錠→100 mg錠 1 錠、10%散 1g→20%散 0.5g

※但し用法変更が関係する場合は、照会が必要となります。

3 同成分の剤型の変更

※但し以下以外の剤型の変更は、電話にて照会が必要となります。

(1)普通錠から口腔内崩壊錠への変更

(2)散剤⇔細粒剤への変更

例)ヒルナミン細粒からレボトミン散への変更

4 同成分の薬剤の変更

例)レボトミン錠→ヒルナミン錠

5 一般名処方の場合、調剤した薬剤の銘柄

当院では以下について、照会は不要ですが、調剤後に FAX での情報提供をお願いいたします。

(1)残薬調整

(2)患者及びその介護家族等の希望による一包化

※但し一包化不可の指示がある場合を除く

初版 2024 年 1 月

改訂版 2024 年 12 月